

著作権法の一部を改正する法律の成立について

去る6月20日に著作権法の一部を改正する法律が一部修正の上可決成立いたしました。

今回の改正法は、弊協会が10年以上前から要望していました技術的保護手段の定義規定等を改める内容を含んでおります。改正法の審議過程においてご理解、ご協力を賜った皆様に心より感謝申し上げます。

弊協会の会員が提供するDVDビデオ、Blu-rayなどのビデオソフトにはCSS(Content Scramble System)やAACs(Advanced Access Content System)と呼ばれる**暗号型技術を要素技術とする総合的なコピーコントロール技術**が用いられています。

ところが、著作権法30条1項2号の技術的保護手段に関しては、暗号型技術はアクセスコントロール技術にすぎないので、自由にこれを回避して複製することができるという見解がありました。しかし、今回の改正により、CSSなどの暗号型技術も回避して複製してはならないコピーコントロール技術であることが明確化されました。

ちなみに、DVDビデオやブルーレイなどの映像パッケージソフトについては、コピーできないことを前提に、従前より私的録画補償金の要求も受領もしていません。今回の改正により、著作権法の規定は私的録画補償金制度の運用とも整合的になりました。

弊協会は、暗号型技術の著作権法上の位置づけに関する争点が今回の改正で解決されたことを歓迎いたします。

一方、ユーザーの皆様の中には携帯端末等で映像コンテンツを視聴して下さっている方々もおられると思います。中には、映像パッケージソフトからリップングしたものを携帯端末等で視聴されていた方もいらっしゃるかと思いますが、改正後はリップ

グ行為そのものが違法行為となります。弊協会会員社の中には、DVDビデオをリッピングしなくても映像コンテンツを携帯端末等でご視聴いただける「デジタルコピー」等の方法を提供させていただいている事業者もあります。また、配信等によって携帯端末等でご視聴いただける方法もご提供させていただいております。

是非こういったリッピング以外の方法をご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、著作権法 119 条 1 項は、私的使用目的で複製権を侵害した場合には刑事罰の対象とはしていません。弊協会は、このような行為類型には可罰的違法性があるとはいえないこと等から、従来(*)と同様、今回の法改正におきましても刑事罰の対象とすることを要望はしておりません。今回の改正法でも、「リッピング」する行為については刑事罰の対象とはされていません。

ところで、今回の改正により、いわゆる「リッピングソフト」等を雑誌等につけて販売するような行為については、著作権法の罰則規定が適用されることが明らかになりました。弊協会は、このような違法行為が行われない環境が構築されるよう努めてまいりますので、今後とも弊協会の活動にご支援・ご協力をお願い申し上げます。

以上

(*)文化庁文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理に対する意見

<<http://www.jva-net.or.jp/news/rec.pdf>>

今回の改正法は、その他、(1)付随対象著作物としての利用等に関する権利制限、(2)国会図書館の公立図書館等への絶版図書等の公衆送信に関する権利制限、(3)公文書等の管理に関する法律等に基づく利用に係る規定の整備、(4)有償著作物等の違法自動公衆送信を受信して行うデジタル録音録画行為への刑事罰の導入、を内容とするものです。